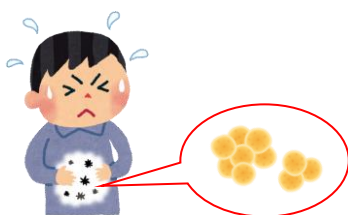


## 8月は「食品衛生月間」です！

細菌性食中毒の発生は夏場に集中しています。

次の6つのポイントを守って  
食中毒を予防しましょう！！



### 1 食品の購入

- ・ 賞味期限をチェック
- ・ 冷蔵、冷凍の必要な食品は最後買って、すぐに持ち帰る

### 2 家庭での保存

- ・ 冷蔵庫の詰めすぎに注意！目安は7割
- ・ 肉や魚は汁が漏れないように包んで保存
- ・ 冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に

### 3 下準備

- ・ 食品の解凍は冷蔵庫か電子レンジで
- ・ 小まめに手を洗う
- ・ 包丁、まな板などの調理器具、ふきんは洗って消毒
- ・ 肉や魚を切ったら、洗って消毒

### 4 調理

- ・ 十分な加熱を（75℃で1分以上）
- ・ 調理を途中でやめるとき、食品は冷蔵庫に保存

### 5 食事

- ・ 調理した食品は長時間室温放置しない
- ・ 食事の前に手洗
- ・ お刺身は冷蔵庫から出して2時間以内に食べる

### 6 残った食品

- ・ 保管をする食品は、早く冷えるように小分けし、冷蔵庫等で保管
- ・ 温め直すときは十分に加熱（75℃で1分以上）
- ・ 少しでも怪しいときは、思い切って捨てる

県では、8月の食品衛生月間期間中、県内各地域において、一般社団法人岩手県食品衛生協会や関係団体等とともに、食中毒予防の普及啓発活動を行います。

詳細は、県民くらしの安全課または最寄りの保健所にお問い合わせください。

◇お問合せ先 岩手県 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 （電話 019-629-5385）

## 生活衛生関係営業の事業者の皆様へ支援金のお知らせ

### 1 売上減少に対応した地域企業経営支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者が、引き続き感染対策等に取り組めるよう、減収幅に応じて感染症対策等に係る経費を支援し、更なる感染対策の実施を図っていただくことを目的に支援金を支給します。

#### (1) 支給対象者

県内で卸売業、小売業（無店舗営業を含む）、宿泊業、飲食業、その他のサービス業を営む中小企業

#### (2) 支給要件

ア 令和3年4月から令和4年3月までの期間において、単月の売上が前々年同期比で50%以上減少、又は連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少していること

イ 感染対策に取り組んでいること など

#### (3) 支給額

1店舗当たり上限30万円（ただし、卸売業及び宿泊業は従業員規模別に、その他の業種は店舗数に応じて増加枠を設定し、最大150万円を上限とする）

#### (4) 申請受付期間

令和3年7月12日（月）から令和4年3月末（予定）

#### (5) 相談窓口

地域企業経営支援金事務局（電話番号）019-654-2390（平日9時半から17時まで）

### 2 「いわて飲食店安心認証」店への支援金

県では、飲食店が実施する新型コロナ感染対策について、県が認証制度を設けることにより、利用者に安心して飲食できる環境を提供する「いわて飲食店安心認証制度」を実施しています。この認証を受けた中小企業者が営む飲食店に対して支援金を支給します。

#### (1) 支給対象者・支給要件

いわて飲食店安心認証制度の認証を取得した中小企業者が営む飲食店

#### (2) 支給額

1店舗当たり10万円

#### (3) 申請受付期間

令和3年7月12日（月）から令和4年3月末（予定）

#### (4) 相談窓口

認証取得事業者支援事業事務局（電話番号）019-601-3077  
（平日9時半から17時まで）

## 防犯・交通安全

### 出前講座のご案内

消防安全課では、県内の自治会、老人クラブ、学校、企業などが開催する研修会などに講師を派遣し、防犯や交通安全に関する講座を行っています。

講師派遣に関する費用はかかりません。是非、ご利用ください。

#### 費用など

無料です。ただし、会場は申込者においてご用意  
ねがいます。県内どこへでも行きます。

#### 実施日・時間

平日午前 10 時から午後 5 時まで。  
20 分程度から 45 分程度

#### 講座内容

詐欺の現状・被害防止策、防犯パトロール等に関する  
こと。交通事故防止、交通安全に関すること。

#### その他

別紙「出前講座申込書」に必要事項を記入の上、郵  
送、ファックスまたはメールで消防安全課にお申  
し込みください。



#### 【お問い合わせ先・申込先】

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県復興防災部消防安全課県民安全担当

電話：019-629-6871

FAX：019-629-5174

E-mail：AJ0010@pref.iwate.jp



## 一方的に送り付けられた商品はすぐに処分可能に！

### 【送り付け商法（ネガティブオプション）】

送り付け商法とは、注文していない商品を、勝手に送り付け、受け取った人が断らなければ買ったものとして、代金を一方的に請求する商法です。

頼んでいないマスクや海産物が届くなど、様々な事例があります。

特定商取引法が改正され、令和3年7月6日以降、売買契約に基づかないで、一方的に送り付けられた商品はすぐに処分可能になりました。

注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようと一方的に商品を送り付けられたら、次のとおり行動しましょう。

- ① 商品はすぐに処分できます
- ② 事業者から金銭を請求されても支払いは不要です
- ③ 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談しましょう

※商品は、自分や家族が契約したものではないか、知人などからのプレゼントではないか、よく確認しましょう！



消費者ホットライン188（いやや）にご相談ください。  
もよりの消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。

岩手県立県民生活センター  
消費生活相談電話：019-624-2209